

2018年1月15日より規制が開始されています

クビアカツヤカミキリは、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。

- 特定外来生物は、飼養（飼育）・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されています。
- 外来生物法に違反すると、個人の場合は最大で300万円の罰金もしくは3年間の懲役、法人の場合は最大で1億円の罰金が科されます。

成虫の特徴

全体的に光沢のある黒色で、胸部（クビの部分）が赤い



原産地は中国、朝鮮半島、ベトナム北部など。
貨物などの物資にまぎれて日本に侵入した
と考えられています。



成虫は5月末～8月に
発生します。

すぐに交尾した後、飛び
回って幹や主枝の割れ目に
産卵します。
ふ化した幼虫は木の内部
に入り込んでいきます。

木の中できなぎから成虫になり、
幹に細長い穴（脱出孔）をあけて、
出てきます。



幼虫（左下）と脱出孔（右上）の写真提供：埼玉県環境科学国際センター



幼虫は樹木の内部で、
2～3年かけて成長し、
さなぎになります。



幼虫が入り込んだ樹木からは、大量のフ拉斯（幼虫の糞と木くずが混ざったもの）が排出されるので、目印となります。

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモ、スマモ、カキなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。

2012年に日本国内で初めて発見され以来、全国各地に次々と分布を拡大し、街路樹や果樹園で被害が出ています。
被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。

上の写真のようなカミキリムシやフ拉斯を見つけた場合は、土地や施設の管理者、最寄りの関係行政機関にお知らせください。

◆全国に飛び地的に拡がっています

今後、いつ・どこの地域で見つかってもおかしくありません。

被害1

ウメやモモ等の果樹を加害し、
甚大な農業被害をもたらします。

被害2

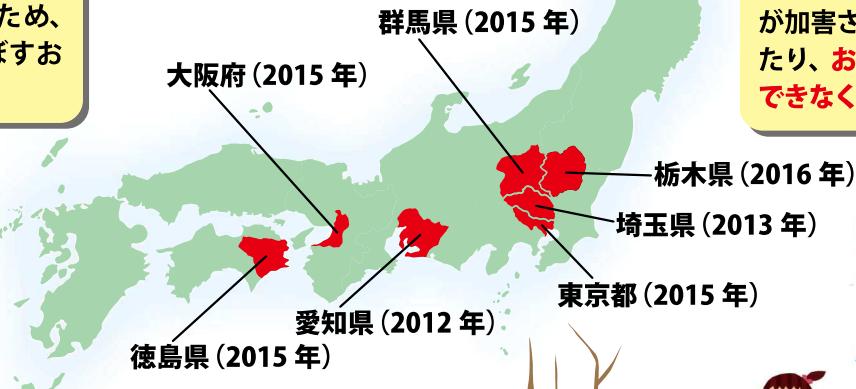
サクラやウメ・モモの他にも
様々な樹種を食害するため、
生態系にも影響をおよぼすお
それがあります。

幼虫に食害された樹木の内部



写真提供：埼玉県環境科学国際センター

クビアカツヤカミキリが
確認されている都道府県
() 内は初確認年



被害3

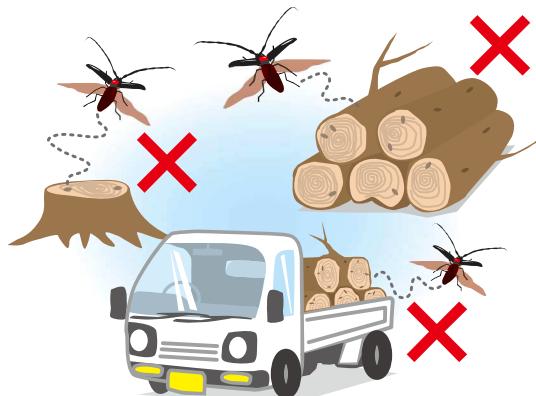
公園や街路樹などのサクラ
が加害されると景観が悪化し
たり、お花見を楽しむことが
できなくなってしまいます。



食害が進むと、枝が落ちたり木が倒れたりして、人掛けがをするおそれがでてきます。
また、まん延を防ぐために薬剤を注入したり、場合によっては枯れていなくても伐採
しなくてはならないこともあります。

防除・伐採時の留意点

- 伐採後も幼虫は木の中で生き続け、成虫になることができるため、
伐採した材は放置せず、速やかに焼却または粉碎する必要があります。切り株に穴が空いている場合は、ネットをかぶせるなどの
処置をしてください。
- 伐採したり、枯死した樹木を安易に移動させると、クビアカツヤ
カミキリを拡散し、被害の拡大につながるおそれがあるため、
移動させる前に適切な処置をする必要があります。
- 防除のために木にネット等を巻く場合、樹木とネットを密着させ
ると食いやぶつてしまふため、ある程度余裕をもたせてください。



もし、クビアカツヤカミキリを見つけたら

- 下記の環境省地方環境事務所、または土地や施設の管理者、自治体窓口までご連絡ください。
- 発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
- 可能であれば、写真を撮影してください。
- 成虫を捕まえた場合は殺処分してください（生きたまま持ち運ぶことは違法となります）。
- 死んでいる個体であっても、見つけた場合には連絡してください。

お問い合わせ

釧路自然環境事務所 0154-32-7500
北海道地方環境事務所 011-299-1954
東北地方環境事務所 022-722-2876
関東地方環境事務所 048-600-0817

長野自然環境事務所 026-231-6573
中部地方環境事務所 052-955-2139
近畿地方環境事務所 06-4792-0706
中国四国地方環境事務所 086-223-1561

高松事務所 087-811-7240
九州地方環境事務所 096-322-2413
那霸自然環境事務所 098-836-6400

